



AGORA
HOSPITALITY GROUP

証券コード：9704

第84回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時 2022年3月29日（火曜日）午前10時
（午前9時30分 受付開始）

開催場所 大阪府堺市堺区戎島町四丁45番地の1
ホテル アゴラ リージェンシー 大阪堺
3階 利休
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照
ください。）

- ・株主総会後の株主様向け株主懇談会はござ
いません。
- ・新型コロナウイルス感染防止の観点から、
本株主総会につきましては、書面またはイ
ンターネット等により事前に議決権行使い
ただき、株主総会当日のご来場はお控えい
ただくよう強くお願い申し上げます。株主
様のお席の間隔を広くとるため、座席数を
大幅に減らしております（50名程度）。
- ・当日ご来場の株主様が、当社が感染拡大防
止に適切に対応できると判断する数（50
名程度）を超える場合、ご入場をお断わり
する対応を取らせていただきます。あらか
じめご了承のほどよろしくお願い申しあげ
ます。

決議事項 第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役7名選任の件
第3号議案 補欠監査役1名選任の件

目 次

第84回定時株主総会招集ご通知……………	1
株主総会参考書類……………	5
（添付書類）	
事業報告……………	17
連結計算書類……………	42
計算書類……………	45
監査報告……………	48

株式会社アゴラホスピタリティーグループ

株主各位

証券コード 9704
2022年3月9日

東京都港区虎ノ門五丁目2番6号
株式会社アゴラホスピタリティグループ
クオック・ゲイリー・
ヤン・クエン
代表取締役社長

第84回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第84回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますのでご案内申し上げます。なお、書面またはインターネット等により事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、後述のご案内に従って2022年3月28日（月曜日）午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	2022年3月29日（火曜日）午前10時						
2 場 所	大阪府堺市堺区戎島町四丁45番地の1 ホテル アゴラ リージェンシー 大阪堺 3階 利休						
3 会議の目的事項	<table border="0"><tr><td>報告事項</td><td>1. 第84期（2021年1月1日から2021年12月31日まで） 事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件</td></tr><tr><td></td><td>2. 第84期（2021年1月1日から2021年12月31日まで） 計算書類の内容報告の件</td></tr><tr><td>決議事項</td><td>第1号議案 定款一部変更の件 第2号議案 取締役7名選任の件 第3号議案 補欠監査役1名選任の件</td></tr></table>	報告事項	1. 第84期（2021年1月1日から2021年12月31日まで） 事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件		2. 第84期（2021年1月1日から2021年12月31日まで） 計算書類の内容報告の件	決議事項	第1号議案 定款一部変更の件 第2号議案 取締役7名選任の件 第3号議案 補欠監査役1名選任の件
報告事項	1. 第84期（2021年1月1日から2021年12月31日まで） 事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件						
	2. 第84期（2021年1月1日から2021年12月31日まで） 計算書類の内容報告の件						
決議事項	第1号議案 定款一部変更の件 第2号議案 取締役7名選任の件 第3号議案 補欠監査役1名選任の件						
4 議決権の行使について のご案内	(1) 書面による議決権行使の場合 同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年3月28日（月曜日）午後6時までに到着するようご返送ください。 (2) インターネット等による議決権行使の場合 インターネット等により議決権を行使される場合には、後記の【インターネット等による議決権行使のご案内】をご高覧の上、2022年3月28日（月曜日）午後6時までに行使してください。 (3) 書面とインターネット等により、二重に議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネット等によって複数回数、またはパソコン・スマートフォンで重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。						

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 連結注記表および個別注記表につきましては、法令および定款に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.agora.jp/>) への掲載をもって、株主の皆様に対する書面の提供とみなさせていただきます。したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査役および会計監査人が監査した対象の一部であります。
- また、事業報告、連結計算書類、計算書類および株主総会参考書類に修正が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.agora.jp/>) にて、修正後の内容を掲載させていただきます。
- 第84回定時株主総会招集ご通知の発送は、2022年3月9日を予定しておりますが、早期に情報をご提供する観点から、発送前に開示いたしました。

当社ウェブサイト (<https://www.agora.jp/>)



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様のご大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2022年3月29日（火曜日）
午前10時（受付開始：午前9時30分）




書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2022年3月28日（月曜日）
午後6時到着分まで



インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2022年3月28日（月曜日）
午後6時入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○ 議決権の数 XX 個

御中

××××年 ×月××日

議案	第1号議案	第2号(下の候補者)議案(各を印す)	第3号議案
賛否表示欄	(○) (○)	(○) (○)	(○) (○)

1. _____
2. _____
3. _____
4. _____

スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード

見本

○○○○○○

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号、第3号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第2号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書はイメージです。

書面（郵送）およびインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

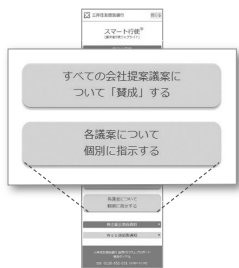
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

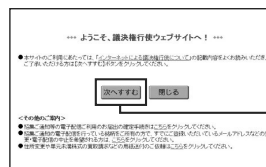
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

2021年6月16日付で施行された「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」により、新たに「場所の定めのない株主総会」（いわゆるバーチャルオンリー株主総会）の開催が認められたことに伴い、当社定款第13条第2項を追加するものであります。当社といたしましては、新型コロナウイルス感染症等の感染症拡大や、天災地変が発生し、株主総会を開催する時点においてもその影響が継続している乃至は継続していることが合理的に予想されるような場合もあると考えております。その感染症拡大または天災地変の発生等により、場所の定めのある株主総会を開催することが、株主の皆様の利益にも照らして適切でないと取締役会が判断したときには、場所の定めのない株主総会を開催することができるよう、定款規定につき所要の変更をお願いするものであります。なお、定款第13条第2項の効力は、本定時株主総会での決議に加え、当社による場所の定めのない株主総会が、株主の利益の確保に配慮しつつ産業競争力を強化することに資する場合として経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業省令・法務省令で定めるところにより、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けることを条件として、当該確認を受けた日をもって生じるものとします。

つぎに、「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第18条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第18条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第18条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1条～第12条 (条文省略)</p> <p>第13条 (招 集) 定時株主総会は、毎事業年度の翌日から3ヶ月以内に招集し、 臨時株主総会は必要に応じて随時招集する。 (新設)</p> <p>第14条～第17条 (条文省略)</p> <p>第18条 (株主総会参考書類のインターネット開示とみなし提供) <u>当社は株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類、および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u> (新 設)</p> <p>第19条～第36条 (条文省略)</p>	<p>第1条～第12条 (現行どおり)</p> <p>第13条 (招 集) 定時株主総会は、毎事業年度の翌日から3ヶ月以内に招集し、 臨時株主総会は必要に応じて随時招集する。 <u>2. 当社は、感染症拡大または天災地変の発生等により、場所の定めのある株主総会を開催することが、株主の利益にも照らして適切でないと取締役会が決定したときには、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。</u></p> <p>第14条～第17条 (現行どおり)</p> <p>(削 除)</p> <p>第18条 (電子提供措置等) <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u> <u>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>第19条～第36条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<p style="text-align: center;">附則</p> <p>1. <u>現行定款第18条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更案第18条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である令和4年9月1日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>2. <u>前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第18条はなお効力を有する。</u> <u>現行定款第18条（株主総会参考書類のインターネット開示とみなし提供）</u> <u>当社は株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類、および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>3. <u>本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

本定時総会の終結の時をもって、取締役7名（うち社外取締役3名）全員が任期満了となります。つきましては、取締役7名（うち社外取締役3名）の選任をお願いするものであります。取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号

1

**Gary
Yan Kuen
Kwok**

クォック・ゲイリー・

ヤン・クエン

再任

生年月日

1980年12月21日

所有する当社の株式数

一千株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

2003年 9月	クレディ スイス インベストメント バンク社 アジア コーポレート ファイナンス グループ
2007年 5月	バンク オブ アメリカ メリル リンチ インベストメント バンク社 アジア コーポレート ファイナンス グループ
2009年 1月	バンク オブ アメリカ メリル リンチ インベストメント バンク社 アジア ジェネラル インダストリーズ グループ
2013年 1月	バンク オブ アメリカ メリル リンチ インベストメント バンク社 コーポレート ファイナンス グループ ディレクター
2015年 9月	バンク オブ アメリカ メリル リンチ インベストメント バンク社 リアルエステート ゲーミング ロジック グループ シニア ディレクター ゲーミング ロジック グループ 責任者
2017年 1月	シノコー インベストメント コーポレーション社共同創業者 兼エグゼクティブ バイス プレジデント（現任）
2017年 3月	当社社外取締役
2018年 3月	当社代表取締役（現任）
2018年 3月	株式会社アゴーラホスピタリティーズ代表取締役社長（現任）
2020年 5月	株式会社アゴーラホテルマネジメント堺代表取締役（現任）
2020年 5月	株式会社アゴーラホテルマネジメント大阪代表取締役（現任）

選任理由

候補者クォック・ゲイリー・ヤン・クエン氏は2017年3月に当社社外取締役に就任し、金融機関での業務を通じて得られた宿泊事業に対する豊富な知見とグローバルビジネスに関する高い見識に基づき、当社の業務執行体制の監督等を担ってまいりました。その後、2018年3月から現在まで代表取締役社長に就任し、全ての事業を管掌し、当社における経営戦略並びに経営全般の業務執行の決定および統括的な監督機能を担っております。

今後も取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断し、取締役候補者といたしました。

候補者番号

2

Winnie
Wing
Kwan
Chiu

ウィニー・チュウ

ウィン・クワン

再任

生年月日

1980年4月24日

所有する当社の株式数

一千株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

2002年6月 マレーシア ランド プロパティーズ社ディレクター（現任）
2008年7月 ランド アンド ジェネラル社ノンエグゼクティブディレクター
2010年6月 ドーセット ホスピタリティ インターナショナル社
エグゼクティブディレクター
2011年11月 ドーセット ホスピタリティ インターナショナル社社長（現任）
2015年3月 ファー イースト グローバル アジア社 ディレクター（現任）
2015年6月 当社社外取締役
2019年3月 当社取締役（現任）
2019年6月 ファー イースト コンソーシアム インターナショナル社エグゼクティブ
ディレクター（現任）

選任理由

候補者ウィニー・チュウ・ウィン・クワン氏は、ドーセットホテルを運営するドーセットホスピタリティ インターナショナル社社長としての宿泊事業に関するグローバルな経験を有し、世界的規模での宿泊事業に精通しております。同氏は2015年6月に当社の社外取締役に就任し、当社の業務執行体制の監督等を担ってまいりました。同氏の国際的なネットワークと当社の事業とのシナジー効果により業容拡大ができるものと考え、2019年3月より業務執行を行う取締役に就任いたしました。また、2015年6月より現在まで取締役会議長として、当社の成長戦略および業務執行に関して的確な意見を述べております。

今後も取締役としての職務を適切に遂行できるものと考え、業務執行を行う取締役候補者といいたしました。なお、候補者ウィニー・チュウ・ウィン・クワン氏は当社の主要株主であるファー イースト グローバル アジア社のディレクターであります。

候補者番号

3

江上 正巳
えがみ まさみ

再任

生年月日

1970年8月1日

所有する当社の株式数

一千株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1990年3月 ヒルトン インターナショナル 入社 (大阪、日本)
- 2005年7月 インターコンチネンタル ホテルズ グループ (マナマ市、バーレーン)
営業統括本部長兼総支配人代理
- 2008年4月 インターコンチネンタル ホテルズ グループ (横浜市、日本)
副総支配人
- 2010年8月 ケンピンスキー ホテルズ (アンマン市、死海、ヨルダン) ホテル支配人
- 2012年8月 ケンピンスキー ホテルズ (アカバ市、ヨルダン) 総支配人
- 2014年8月 ケンピンスキー ホテルズ (ビクトリア市、セイシェル) 総支配人
- 2019年11月 株式会社アゴーラホスピタリティーズ取締役 (現任)
- 2020年3月 当社取締役 (現任)

選任理由

候補者江上正巳氏は1990年に宿泊事業におけるキャリアを料飲部門からスタートし、フロント業務、宿泊予約、セールス&マーケティング、品質管理など宿泊事業に関わるあらゆる部門で経験を積み、その後ケンピンスキー ホテルズの総支配人を務め、約30年にわたりホテル運営におけるキャリアを有しております。また、日本国内だけではなく、ヨーロッパ、中近東、アフリカ、アジアを含む世界11カ国で幅広い経験を有しており、同氏の国際感覚に富んだ豊かな視点と豊富な経験が、当社の経営の重要事項の決定および業務執行の監督等の役割を十分に果たしていただくことができると考え、2020年3月に当社取締役に就任いたしました。今後も取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断し、取締役候補者といたしました。

候補者番号

4

浅生 浩
あそう ひろし

再任

生年月日

1968年9月17日

所有する当社の株式数

10千株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1993年4月 伊藤忠商事株式会社入社
- 1995年4月 株式会社東京ヒューマニア・エンタプライズ (出向)
ホテル日航東京開業準備室
- 2002年4月 株式会社イーシップ入社
- 2005年1月 上海宏軒广告有限公司 副総経理
- 2006年10月 株式会社新華通信ネットジャパン代表取締役社長
- 2007年12月 上海天基广告有限公司 副総経理
- 2011年1月 株式会社アゴーラホスピタリティーズ取締役 (現任)
- 2017年3月 当社取締役 (現任)

選任理由

候補者浅生浩氏は伊藤忠商事株式会社に入社後、ホテル日航東京開業準備室およびアジア・中国における商社事業を経験した後、中国国内においてのビジネス経験を有しております。同氏は2017年3月に当社取締役に就任し、アジア地域での商社・物流事業を通じた幅広い実績と豊かな国際感覚に基づき、当社における経営全般の業務執行の決定および当社の中核事業である宿泊事業の新規案件業務の執行および監督を行ってまいりました。

今後も取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断し、取締役候補者といたしました。

招集
通知

株主総会
参考書類

事業報告

連結計算
書類

計算書類

監査報告

候補者番号

5

北村 隆則
きたむら たかのり

再任

社外・独立

生年月日

1946年11月15日

所有する当社の株式数

一千株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1972年 4月 外務省入省
1989年 1月 外務省経済協力局調査計画課長
1990年12月 外務省大臣官房儀典官
1998年 7月 駐中国公使
2004年 4月 駐香港総領事
2006年 9月 駐ギリシャ大使
2010年 7月 外務省退職
2010年 8月 香港中文大学教授
2013年 3月 当社社外取締役（現任）
2015年 8月 香港中文大学客員教授（現任）

選任理由及び期待される役割の概要

候補者北村隆則氏は2013年3月に当社社外取締役に就任いたしました。また、東京証券取引所の定める独立役員として届け出ております。同氏は、（1）外交官の経験に基づいて、国際情勢に影響されやすい海外観光客の動向について地政学的リスクの分析、（2）香港、ギリシャという観光業に重きを置く地域で、総領事、大使を務めた経験に基づいて、海外観光客の趣向の分析、（3）外交官の経験に基づいて、対外的な情報発信、広報についての知見から、当社の業務執行に関する助言を行っており、また、独立した立場から業務執行の監督等を行っております。今後も外交官および学識経験者としての幅広い実績と豊かな国際感覚に基づき、当社社外取締役として、業務執行体制の監督機能を適切に遂行することができるものと判断し社外取締役候補者といたしました。同氏は、東京証券取引所の定める独立性の要件を満たしており、原案どおり選任された場合、引き続き独立役員となる予定であります。

候補者番号

6

Clarence
Yean Kang
Wong
クラレンス・
ウォン・カン・イエン

再任

社外

生年月日

1970年12月3日

所有する当社の株式数

一千株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

2002年12月 ファー イースト コンソーシアム インターナショナル社ビジネスディベロ
ップメントマネージャー
2003年 3月 当社監査役
2005年 3月 当社監査役退任
2005年 8月 パークソン リテール グループ社CFO
2013年 8月 ドーセット ホスピタリティ インターナショナル社CFO
2015年 2月 ドーセット ホスピタリティ インターナショナル社カンパニーセクレタリ
ー
2015年 6月 当社監査役
2016年 1月 ドーセット ホスピタリティ インターナショナル社カンパニーセクレタリ
ー兼COO (東南アジア・中国担当) (現任)
2017年 3月 当社監査役退任
2017年 3月 当社社外取締役 (現任)

選任理由及び期待される役割の概要

候補者クラレンス・ウォン・カン・イエン氏は2015年6月に当社監査役に、2017年3月に当社社外取締役に就任しました。同氏はドーセットホテルを運営するドーセットホスピタリティ インターナショナル社のCOOとしてグローバルなホテルを運営する経営者の観点から、当社の業務執行に関する助言・監督等を行っております。今後も当社社外取締役として、業務執行体制の監督機能を適切に遂行することができるものと判断し社外取締役候補者といたしました。

招集
通知

株主
総会参考
書類

事業
報告

連結
計算書類

計算
書類

監査
報告

候補者番号

7

Giovanni Angelini

アンジェリーニ・
ジョバンニ

再任

社外・独立

生年月日

1945年9月23日

所有する当社の株式数

一千株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1999年6月 シャングリ ラ ホテル アンド リゾーツ社 CEO
兼 マネージング ディレクター
- 2009年5月 アンジェリーニ ホスピタリティ社 会長 (現任)
- 2011年4月 デュシット 富都 インターナショナル ホテル マネジメント(上海)株式会社
副会長 (現任)
- 2013年6月 ニュー センチュリー リアルエスレート インベストメント トラスト社
独立社外取締役
- 2014年3月 ドーセット ホスピタリティ インターナショナル社独立社外役員
- 2018年10月 当社社外取締役 (現任)

選任理由及び期待される役割の概要

候補者アンジェリーニ・ジョバンニ氏は2018年10月より当社社外取締役に就任いたしました。東京証券取引所の定める独立役員として届け出ており、独立した立場から当社の経営に関する助言・監督等を行っております。元シャングリ ラ ホテル アンド リゾーツ社のCEOを務めるなど、世界的規模での宿泊事業における豊富な経験と知見を有し、当社の中核事業である宿泊事業に精通していることから、今後も当社業務執行の監督等の役割を十分に果たしていただくことができると判断し社外取締役候補者といたしました。同氏は、東京証券取引所の定める独立性の要件を満たしており、原案どおり選任された場合、引き続き独立役員となる予定であります。

- (注) 1. 候補者ウィニー・チュウ・ウィン・クワン氏は、実質的な主要株主であるファー・イースト・グローバル・アジア社のディレクターであります。
2. 上記の他、各候補者は、当社との間に特別な利害関係はありません。
3. 候補者北村隆則、クラレンス・ウォン・カン・イエン、アンジェリーニ・ジョバンニの各氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
4. 候補者北村隆則氏の当社社外取締役就任期間は本定時株主総会終結の時をもって9年となります。当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ておりますが、同氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員となる予定であります。
5. 候補者クラレンス・ウォン・カン・イエン氏の当社社外取締役就任期間は本定時株主総会終結の時をもって5年となります。また、同氏は過去当社の監査役であったことがあります。
6. 候補者アンジェリーニ・ジョバンニ氏の当社社外取締役就任期間は本定時株主総会終結の時をもって4年6ヵ月となります。当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ておりますが、同氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員となる予定であります。
7. 当社は候補者北村隆則、クラレンス・ウォン・カン・イエン、アンジェリーニ・ジョバンニの各氏と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく損害賠償の限度額は各氏とも法令が規定する額となります。原案どおり社外取締役として各氏の再任が承認された場合、引き続き会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を継続する予定であります。
8. 本定時株主総会における各取締役候補者の選任については、会社法、金融商品取引法および関係業法を踏まえ、経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識および経験などを十分配慮したうえ候補者を選び、取締役会にて取締役候補者の面接を行い、審議を行ったうえで取締役会にて選定いたしております。
9. 当社は、2005年12月以降の当社および子会社並びにそれに所属する取締役、監査役を被保険者として、役員等賠償責任保険契約を締結しております。保険料は全額当社が負担しております。被保険者が利益または便宜の供与を違法に得たこと等に起因する損害賠償請求は上記保険契約により填補されません。原案どおり社外取締役として各氏の再任が承認された場合、引き続き当該契約の被保険者となります。なお、任期中において同内容で更新する予定であります。

第3号議案**補欠監査役1名選任の件**

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の社外監査役1名の選任をお願いいたしたく存じます。本議案は、社外監査役の遠藤新治氏およびチェン・ワイハン・ボズウェル氏の2名の補欠として、選任をお願いするものであります。監査役として就任した場合、その任期は、当社定款の規定により、前任者の任期の満了する時までとなります。なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役の候補者は次のとおりであります。

候補者	略歴、地位および重要な兼職の状況
平野 貴徳 ひらの よしのり	2002年 4月 オリックス株式会社 入社 2005年 7月 キャピタランド・ジャパン株式会社入社 インベストメント・アセットマネジメント部長 2013年 7月 キャピタランド・モール・ジャパン株式会社（現：キャピタランド・インターナショナル・ジャパン株式会社） インベストメント・アセットマネジメント部長 2015年 3月 コンポジション キャピタル パートナーズ アジア リミテッド 日本マーケット投資責任者 2017年 2月 リエゾンジャパン株式会社 代表取締役社長（現任） 2021年 3月 当社補欠監査役（現任）
再任 社外	選任理由
生年月日 1977年12月3日 所有する当社の株式数 一千株	候補者、平野貴徳氏は不動産の鑑定評価、デューデリジェンス業務、不動産取引など不動産取引のあらゆる部門で経験を積んだ他、海外の不動産投資会社でのインベストメント・アセットマネジメント部門の責任者を務め、不動産投資において豊富な実績と豊かな国際感覚を養われてきました。その後、リエゾンジャパン株式会社を設立し代表取締役を務めております。また、同氏は不動産鑑定士の資格も有しており不動産評価に関する専門的な知見を有しております。その豊富な知見と専門的見地から社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

- (注) 1. 候補者平野貴徳氏は、リエゾンジャパン株式会社の代表取締役社長であり、当社は同社と不動産の開発および管理に関する業務委託契約を締結しており取引関係があります。
2. 候補者平野貴徳氏が監査役に就任した場合、当社は同氏との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任限度額は法令が規定する額となります。
3. 当社は、2005年12月以降の当社および子会社並びにそれに所属する取締役、監査役を被保険者として、役員等賠償責任保険契約を締結しております。保険料は全額会社が負担しております。被保険者が利益または便宜の供与を違法に得たこと等に起因する損害賠償請求は上記保険契約により填補されません。原案どおり補欠監査役として候補者平野貴徳氏の再任が承認された後、同氏が監査役として就任した場合、当該契約の被保険者となります。なお、任期途中において同内容で更新する予定であります。

ご参考

第2号議案および第3号議案が承認可決された場合の、役員の様子は以下の通りとなります。

男性10名 女性1名 (内 補欠監査役 男性1名)

日本人6名 外国人5名 (内 補欠監査役 日本人1名)

氏名	役職	ホスピタリティ業等のサービス業の経験および専門的な運営経験	海外での観光行政、地政学的な知見、国際情勢に基づく海外観光客の趣向・動向分析	会計・ファイナンスの専門的な知識・能力	豊富な国際的な知識・経験	不動産取引
クオック・ゲイリー・ヤン・クエン	取締役	●	●	●	●	●
ウィニー・チュウ・ウィン・クワン	取締役	●	●		●	●
江上正巳	取締役	●	●		●	
浅生浩	取締役	●			●	
北村隆則	取締役		●		●	
クラレンス・ウォン・カン・イエン	取締役	●		●	●	●
アンジェリーニ・ジョバンニ	取締役	●	●		●	●
杉戸壽一郎	監査役			●		
遠藤新治	監査役			●		
チェン・ワイハン・ボズウエル	監査役			●	●	
平野貴徳	補欠監査役			●	●	●

以上

(添付書類)

事業報告 (2021年1月1日から2021年12月31日まで)

I 企業集団の現況に関する事項

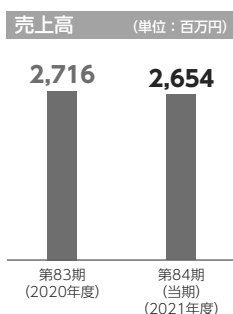
1. 事業の経過および成果

当社は、当連結会計年度における売上高は前期を僅かに上回る3,357百万円（前期比1.2%増）となりました。宿泊事業におきましては新型コロナウイルス感染症の蔓延により、客室、レストラン、宴会を含むすべてのホテル事業が大きな影響を受けた結果、宿泊事業の売上高は2,654百万円（前期比2.3%減）となりました。次に、その他投資事業におきましては、当連結会計年度の売上高は103百万円増加して702百万円（前期比17.2%増）となりました。これは、マレーシアの霊園事業の売上高が底堅く当社の連結売上高の増加に寄与いたしました。また、当社グループは全面的なコスト削減に取り組んでおり、その結果、営業損失は1,367百万円（前期は営業損失1,371百万円）と僅かに改善いたしました。営業外収益として、持分法による投資利益106百万円、為替差益57百万円等を計上しましたが、前期に計上した還付消費税は当期では発生していないこと、アゴーラ東京銀座にまつわる開業費償却が増加したこと等により、経常損失は1,351百万円（前期は経常損失1,354百万円）となりました。次に、特別損失として新型コロナウイルス感染症による損失は204百万円（前期は新型コロナウイルス感染症による損失349百万円）と大きく減少したこと、前期に計上した固定資産売却益は当期では発生していないこと、法人税等調整額の計上等により親会社株主に帰属する当期純損失は1,683百万円（前期は親会社株主に帰属する純損失1,194百万円）となりました。

	第83期 (2020年12月期)	第84期 (2021年12月期)	前期比
	金額 (百万円)	金額 (百万円)	増減率
売上高	3,316	3,357	1.2%増
営業損失 (△)	△1,371	△1,367	—
経常損失 (△)	△1,354	△1,351	—
親会社株主に帰属する当期純損失 (△)	△1,194	△1,683	—

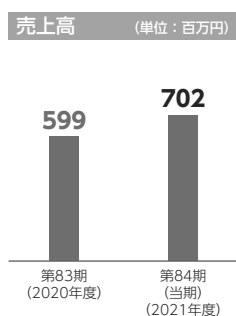
企業集団の事業区分別売上状況は次のとおりであります。

宿泊事業部門



宿泊事業部門におきましては、2021年4月にアゴーラ東京銀座を開業し、また、2020年度末は一部休館をしていた施設も、2021年度末時点では全ての宿泊施設は営業しております。しかし、依然として部門全体では新型コロナウイルス感染症の蔓延による影響を受けており、当連結会計年度における宿泊事業部門の売上高は前期比62百万円減少し、2,654百万円（前期比2.3%減）となりました。しかし、当第4四半期連結会計期間においては、ホテル利用者が増加したことにより、ホテルアゴーラリージェンシー大阪堺の売上高は15百万円増加し406百万円（前年同四半期比4.0%増）、また、アゴーラホテル大阪守口の売上高は27百万円増加し224百万円（前年同四半期比13.7%増）、宿泊事業部門全体では売上高は130百万円増加し、903百万円（前年同四半期比16.8%増）となり、宿泊事業部門全体では2021年の後半にかけて回復傾向が認められ、予断は許されませんが新型コロナウイルス感染症の影響も底を打つ兆しが見えてまいりました。また、運営コストの全面的な見直しに努めた結果、当連結会計年度における宿泊事業部門の営業損失は1,130百万円（前期は営業損失1,138百万円）となり、僅かではありますが改善いたしました。また、特別損失として新型コロナウイルス感染症による損失は204百万円（前期は新型コロナウイルス感染症による損失349百万円）と大きく減少しており、通年での宿泊事業部門の売上高はほぼ横ばいであったものの、運営に関するコスト削減の効果が認められました。

その他投資事業部門



その他投資事業部門におきましては、当連結会計年度の売上高は103百万円増加して702百万円（前期比17.2%増）となりましたが、営業利益は62百万円（前期比18.5%減）となりました。これは2020年7月に賃貸不動産を売却したことにより、住宅等不動産開発部門の売上高が103百万円減少し26百万円（前期比79.5%減）、営業利益4百万円（前期比92.1%減）となりましたが、マレーシアにおける霊園事業においては、売上高が676百万円（前期比43.9%増）と大幅に増加し、その営業利益は、113百万円（前期比158.3%増）と賃貸不動産の売却による収益減少を補ったことによります。霊園事業においては、新型コロナウイルス感染症の流行中ではありますが、新規受注高は安定しており引き渡しが増加いたしました。なお、証券投資事業では営業損失54百万円となりました。

当連結会計年度における配当につきましては、当社グループの中核事業である宿泊事業における今後の積極的な事業展開に必要な内部留保の充実を勘案し、無配とさせていただきます。何卒株主の皆様のご理解を賜りますようお願いいたします。

2. 設備投資の状況

当社グループにおきましては、潜在的なインバウンド需要を成長機会と捉えており、宿泊事業を中心に148百万円の設備投資を実施しました。

宿泊事業におきましては、ホテル建設等に関し、147百万円の設備投資を実施しております。

その他投資事業におきましては、主に壺園事業に関し、1百万円の設備投資を実施しております。

3. 資金調達の状況

当連結会計年度における資金調達は、自己資金のほか金融機関からの借入金をもって充当いたしました。

4. 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

特記すべき事項はありません。

5. 事業の譲受けの状況

特記すべき事項はありません。

6. 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

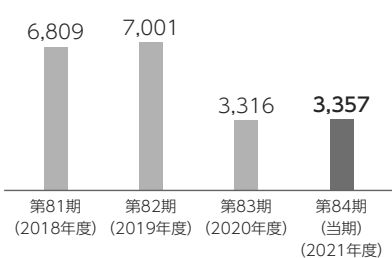
特記すべき事項はありません。

7. 他の会社の株式その他持分または新株予約権等の取得または処分の状況

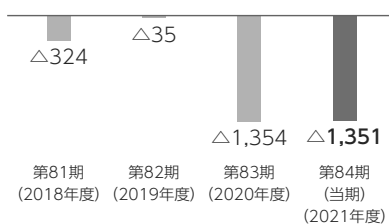
特記すべき事項はありません。

8. 財産および損益の状況の推移

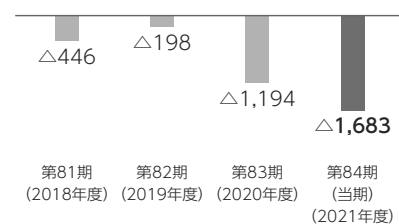
売上高 (単位：百万円)



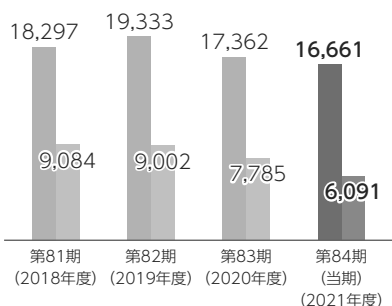
経常損益 (単位：百万円)



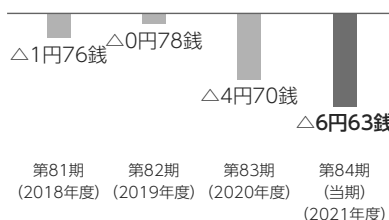
親会社株主に帰属する当期純損益 (単位：百万円)



総資産/純資産 (単位：百万円)



1株当たり当期純損失 (単位：円)



区分		2018年度 第81期	2019年度 第82期	2020年度 第83期	2021年度 (当期) 第84期
売上高	(百万円)	6,809	7,001	3,316	3,357
経常損失 (Δ)	(百万円)	Δ324	Δ35	Δ1,354	Δ1,351
親会社株主に帰属する当期純損失 (Δ)	(百万円)	Δ446	Δ198	Δ1,194	Δ1,683
1株当たり当期純損失	(円)	Δ1円76銭	Δ0円78銭	Δ4円70銭	Δ6円63銭
総資産	(百万円)	18,297	19,333	17,362	16,661
純資産	(百万円)	9,084	9,002	7,785	6,091

9. 対処すべき課題

2021年も引き続き日本をはじめ世界中のどの人にとっても依然として、私たちが置かれた環境が非常に厳しいものであったと認識しています。2020年3月の新型コロナウイルス感染症が流行し始めて以降、当社の宿泊事業においては、スポーツ団体の受注、ビジネス需要の掘り起こしなど私たちは売上を増やすあらゆる機会を見つけ、また、コストを厳格に管理し、経営資源を効率的に使う運営を行いました。私たちは依然として過去最大のパンデミックの渦中にあり、2021年と同様に引き続きコストを厳格に管理し、最も効率的に会社を運営します。しかし、2022年はもうこの言葉について話すのをやめ、前向きに考え始める時が来ました。日本の新型コロナウイルス感染症ワクチンの接種率は約80%に達し、2021年の下半期は緊急事態宣言もありましたが、前年同時期と比較して企業活動が再開し国内旅行はすでに回復に向かっており、お客様が安心してレストラン等を楽しむ機会も戻りつつあります。2022年度も引き続き国内需要が回復し、人流が増加すると考えています。そのようなマーケットの需要の変化をモニタリングしつづけ、競合他社との差別化ができるクオリティやサービスを提供し宿泊料金の向上に努めてまいります。しかし、ビジネス環境が以前の状況に戻るには、海外旅行者が制限なく旅行できる状況に早期に戻る必要があります。新型コロナウイルスの変異株の流行など予断はゆるされませんが、各国政府の海外渡航の再開、訪日旅行キャンペーンの再開など潜在的な訪日需要は高く回復するのも近いと思われれます。当社はそのような潜在的なインバウンド需要を成長機会と捉えており、当社は積極的な宿泊事業への事業展開として外国人観光客の誘客が期待できる地域にゼロからの企画する宿泊施設の開発を行ってまいりました。3年前から、マーケットでのブランド認知度を高め、ビジョンをさらに推進するべく、2019年にTSUKI 東京、アゴーラ 金沢 をオープンし新しいアーバン型ブティックホテル事業のポートフォリオを拡大する戦略をとりパンデミックの渦中であるにもかかわらず、アゴーラ 東京銀座、アゴーラ 京都烏丸、アゴーラ 京都四条の3つの新たなホテルを開業することに成功しました。新型コロナウイルス感染症の流行後の業績は流行前の水準を上回ると確信しており、その結果、より多くの企業価値、株価、時価総額を創出できると考えています。

次に、人材の拡充と人材への投資は不可欠であり、このパンデミックの状況は私たちの社内運営の質と効率をさらに高めるための良いチャンスであると信じています。どのような場面においても、私たちは常にエクセレンスを目指さなければなりません。エクセレンスと平凡を本当に区別するものは、どんな状況でも可能な限り最高の結果を達成する能力です。従業員が仕事に対して全力を尽くそうとする姿勢とチームワークによってエクセレンスを達成し、さらに強力な企業になることができると確信しています。ホスピタリティー事業においては、人材こそが成功にとっての最重要課題です。世界を迎える大きな視野と知識を持ちながらも、根底には、温かい心を持ち家庭的なホテルサービスを高いクオリティで提供できる人財の育成に注力してまいります。そのような人材の育成を支援していく組織や仕組みを構築し、そして、研修制度も充実させ人材育成とキャリアアップを継続的に実現します。今後12カ月間、当社のあらゆる面をアップグレードするという大がかりな計画を立てており、営業、マーケティング、ブランディング、IT、オペレーション、顧客満足、管理、財務など、すべての部門において、より良い成果を出すことを常に目指し、お客様に最高の体験を提供できるように当社を最も効率的な会社にするを一貫して目指し、次世代の宿泊事業を担う人材を育成していくとともに、長時間労働の抑制を図り運営業務の集約・効率化に努めてまいります。ま

た、コミュニケーションの改善により、従業員の声を経営層に効果的に伝えることができるようにします。これらの従業員に向けた取り組みは、昨今取り沙汰されているSDGs活動に通じるところもあり、公平な教育機会を提供することは、会社が取り組むべき重要なテーマであり、積極的に取り組んでまいります。

その他投資事業においては、マレーシアの霊園事業につきましても現地と密接なコミュニケーションをとり、引き続き想定されるリスクをコントロールしたうえで業績向上に寄与するよう努めてまいります。最後に、繰り返しになりますが、2022年は、過去にとらわれず前向きに将来を期待する年であり、全社一丸となり、不断の努力を続けることにより、私たちは新型コロナウイルスの影響から脱した後に、より良い、より強い会社となっていることを確信しています。

10. 重要な親会社および子会社の状況

(1) 親会社との関係

該当事項はありません。

(2) 重要な子会社および関連会社の状況

(子会社)

会社名	資本金または出資金	出資比率	主要な事業内容
株式会社アゴーラホスピタリティーズ	57,496千円	100.0%	国内における宿泊事業
株式会社アゴーラホテルマネジメント大阪	4,800千円	100.0%	国内における宿泊事業
株式会社アゴーラホテルマネジメント堺	0千円	100.0%	国内における宿泊事業
難波・ホテル・オペレーションズ株式会社	30,100千円	100.0%	国内における宿泊事業
ギャラクシー合同会社	100千円	100.0% (100.0%)	国内における宿泊事業
バタ・インターナショナル社	199米ドル	49.7% [50.3%]	オーストラリアにおける住宅等不動産開発事業
ラワン・メモリアル・パーク社	1,000千マレーシアリンギット	92.7% [7.3%]	マレーシアにおける霊園事業

(注) 2020年7月31日に当社グループが保有する賃貸不動産を売却したことに伴い、南麻布二十一合同会社および虎ノ門合同会社は、2021年3月18日付、神谷町一般社団法人は2021年6月1日付でそれぞれ清算いたしました。

(関連会社)

会社名	資本金または出資金	出資比率	主要な事業内容
ヒドゥン・バレー・オーストラリア社	2豪ドル	50.0% (50.0%)	オーストラリアにおける住宅等不動産開発事業

(注) 出資比率欄の(内書)は間接出資であり、[外書]は緊密な者等の出資比率を記載しております。

11. 主要な事業内容 (2021年12月31日現在)

宿泊事業、その他投資事業

12. 主要な借入先 (2021年12月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社東京スター銀行	4,161百万円
株式会社関西みらい銀行	1,139百万円
United Overseas Bank Limited	930百万円
株式会社りそな銀行	350百万円

13. 従業員の状況 (2021年12月31日現在)

セグメント	宿泊事業	その他投資事業	全社 (共通)	合計
従業員数	455名	34名	10名	499名

(注) 1. 従業員数は就業人員数であります。

2. 全社（共通）として記載されている従業員数は、複数のセグメントに従事しているまたは特定のセグメントに区分できない管理部門等に所属しているものであります。

14. 主要な事業所 (2021年12月31日現在)

名称	所在地
本社	東京都
ホテル アゴーラ 大阪守口	大阪府
ホテル アゴーラ リージェンシー 大阪堺	大阪府
アゴーラプレイス 大阪難波	大阪府
アゴーラ 金沢	石川県
ヒドゥン・バレー	オーストラリア
ラワン・メモリアル・パーク	マレーシア

15. その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は新型コロナウイルス感染症の拡大、また、それに伴う全国におよぶ緊急事態宣言発令により宿泊需要が急速かつ大きく減少した影響を受け、営業損失を計上した結果、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事

象または状況が継続しています。しかしながら、2020年7月31日に当社グループが保有する賃貸不動産を売却し、また、金融機関より運転資金を調達するなど当面の運転資金を確保しており、当事業年度の末日現在において、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないものと判断し、連結計算書類および計算書類の「継続企業の前提に関する注記」には記載しておりません。

II 会社の株式に関する事項 (2021年12月31日現在)

1. 発行可能株式総数 1,200,000,000株

2. 発行済株式総数 281,708,934株

(自己株式 27,764,544株を含む)

3. 株主数 15,425名

4. 大株主の状況

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
クレディ スイス アーゲー ホンコン トラスト アカウント ファー ー イースト グローバル アジア アカウント ツー	83,095	32.72
ユービーエスエージーシンガポール	40,000	15.75
ファー・イースト・グローバル・アジア株式会社	29,000	11.42
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	11,839	4.66
デービーエス バンク リミテッド 700104	3,001	1.18
川名 貴行	2,080	0.82
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	1,726	0.68
インタラクティブ・ブローカーズ・エルシーシー	1,358	0.53
493611ビービーエイチデービーエスバンクホンコンリミテツド アカウント005ノンユーエス	1,317	0.52
成澤 修二	1,200	0.47

(注) 1. 千株未満は切り捨てて表示しております。
2. 当社は自己株式27,764,544株を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
3. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

5. その他株式に関する重要な事項

自己株式の取得、処分等 (当期中) および保有 (当期末)

- (1) 取得株式
- | | |
|-------|------|
| 株式の種類 | 普通株式 |
| 株式数 | 一株 |
- (2) 処分株式
- | | |
|-------|------|
| 株式の種類 | 普通株式 |
| 株式数 | 一株 |
- (3) 保有株式
- | | |
|-------|-------------|
| 株式の種類 | 普通株式 |
| 株式数 | 27,764,544株 |

Ⅲ 会社の新株予約権等に関する事項

1. 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況 (2021年12月31日現在)

	第9回新株予約権	
発行決議の日	2019年3月26日開催定時株主総会	
保有人数および新株予約権の数	8名	181,600個
当社取締役（社外取締役除く）	3名	175,000個
当社社外取締役	3名	5,000個
当社監査役	2名	1,600個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	
新株予約権の目的となる株式の数	18,160,000株	
新株予約権の払込金額	無償	
新株予約権1個当たり株式数	100	
新株予約権の行使に際して出資される財産の総額	653,760,000円	
新株予約権行使期間	2020年5月30日から2025年4月30日 (1) 割当日からその1年後の応当日の前日までは、割り当てられた新株予約権のすべてについて権利行使することができない。 (2) 割当日の1年後の応当日から割当日の2年後の応当日の前日までは、割り当てられた新株予約権の33%について権利行使することができる（権利行使可能となる新株予約権の数に1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする）。 (3) 割当日の2年後の応当日から割当日の3年後の応当日の前日までは、割り当てられた新株予約権の66%（ただし、割当日の2年後の応当日までに新株予約権の一部を行使していた場合には、当該行使した新株予約権を合算して、割り当てられた新株予約権の66%までとする。）について権利行使することができる（権利行使可能となる新株予約権の数に1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする）。 (4) 割当日の3年後の応当日から割当日の5年後の応当日までは、割り当てられた新株予約権のすべてについて権利行使することができる。	

行使の条件	<p>(1) 対象者は、新株予約権行使時において、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員、その他これに準ずる地位にあることを要する。</p> <p>(2) 対象者が前述（1）の地位を喪失した場合であっても、解任、懲戒解雇もしくは諭旨解雇または自己都合による辞任もしくは退職による場合を除き、取締役会の承認により、新株予約権の行使を認めることができる。</p> <p>(3) 対象者が死亡した場合は、その相続人による新株予約権の相続は認めない。</p> <p>(4) 新株予約権の質入、その他処分は認めない。</p> <p>(5) その他の行使の条件については、株主総会および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるところによる。</p>
-------	--

2. 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対して交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

Ⅳ 会社役員に関する事項 (2021年12月31日現在)

1. 取締役および監査役の氏名、担当および重要な兼職の状況

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	クオック・ゲイリー・ヤン・クエン	株式会社アゴーラホスピタリティーズ代表取締役社長、株式会社アゴーラホテルマネジメント堺代表取締役、株式会社アゴーラホテルマネジメント大阪代表取締役、シノコーインベストメントコーポレーション社共同創業者兼エグゼクティブバイスプレジデント
取締役	ウィニー・チュウ・ウイン・クワン	ファーイーストグローバルアジア社ディレクター、マレーシアランドプロパティーズ社ディレクター、ドーセットホスピタリティーインターナショナル社社長、ファーイーストコンソーシアムインターナショナル社エグゼクティブディレクター
取締役	江上正巳	株式会社アゴーラホスピタリティーズ取締役
取締役	浅生浩	株式会社アゴーラホスピタリティーズ取締役
取締役	北村隆則	香港中文大学客員教授
取締役	クラレンス・ウォン・カン・イエン	ドーセットホスピタリティーインターナショナル社COO(東南アジア・中国担当)
取締役	アンジェリーニ・ジョバンニ	アンジェリーニホスピタリティー社会長、デュシット富都インターナショナルホテルマネジメント(上海)社副会長、香港経営者協会理事、OTT Properties社(カナダ・トロント)アドバイザーボード、香港理工大学教授、香港中文大学非常勤准教授
常勤監査役	杉戸壽一郎	—
監査役	遠藤新治	遠藤新治税理士事務所
監査役	チェン・ワイハン・ボズウェル	ファーイーストコンソーシアムインターナショナル社CFOアンドカンパニーセクレタリー

- (注) 1. 取締役北村隆則、クラレンス・ウォン・カン・イエンおよびアンジェリーニ・ジョバンニの各氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役遠藤新治、チェン・ワイハン・ボズウェルの両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 監査役杉戸壽一郎氏は、当社財務経理部長を長年務め財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。また、遠藤新治氏は税理士として培われた専門的知識・経験等を有しており、チェン・ワイハン・ボズウェル氏は、会計士の資格を有しております。両氏は財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、取締役北村隆則、取締役アンジェリーニ・ジョバンニ氏および監査役遠藤新治の各氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

2. 責任限定契約の内容の概要

社外取締役北村隆則、クラレンス・ウォン・カン・イェンおよびアンジェリーニ・ジョバンニの各氏、監査役杉戸壽一郎、遠藤新治、チェン・ワイハン・ボズウェルの各氏は当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償の限度額は各氏とも法令が規定する額であります。

3. 取締役および監査役の報酬等の総額

(1) 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は以下のとおりです。

1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、個々の報酬の決定に際しては、役員報酬の外部市場の水準、各取締役の業務執行の責任と範囲、経営のモニタリングの負担に応じた最低限の役員報酬額を勘案の上、その種類及び額を決定しております。

2. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額に関する方針（報酬等を与える時期までは条件の決定に関する方針を含む）

当社の取締役の報酬等は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとしています。

3. 非金銭報酬等に関する方針

当社では従来、業績向上や企業価値増大に対する意欲を高め、株主の皆様の共同の利益と一致させることを目的として、一定の時期に、当社の取締役、監査役を対象としたストック・オプションの付与を行っております。付与するストック・オプションの個数は、株主総会において承認を得た報酬上限額の範囲内において各取締役の業務執行の責任と範囲、経営のモニタリングの負担に応じた決定しております。なお、付与をした対象者には中長期的な株主価値・企業価値の最大化をはかる適切な動機づけを与え、株価にも責任を有する立場であることを認識させております。

4. 報酬等の種類ごとの割合に関する決定方針

2021年度の実績（社外取締役を除く）について、報酬等の種類ごとの割合は、おおよその目安として基本報酬と非金銭報酬等の割合＝7：3とするものとし、2022年度以降における報酬等の種類ごとの割合は、取締役改選期の報酬決定時において、当社の業績および非金銭報酬等の額を勘案し総合的に勘案して決定するものとしています。

5. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の基本報酬の額については、株主総会で承認を得た報酬限度額の範囲内において、取締役会決議に基づき、代表取締役に対しその具体的内容を決定について委任しております

当社は、2021年3月30日開催の取締役会において、代表取締役に対し各取締役の報酬の額の決定を委任する旨の決議をしております。その権限の内容は、株主総会の決議で承認を得た報酬限度額の範囲における各取締役の基本報酬の額としており、これらの権限を委任した理由は、各取締役の業務負担の度合いを公平に評価するには代表取締役が最も適していると判断したためです。

(2) 当事業年度に係る報酬等の総額等

区分	支給人員	基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬	報酬等の総額
取締役	6名	40,683千円	—	17,411千円	58,095千円
(うち社外取締役)	(3名)	(1,910千円)	(—)	(483千円)	(2,393千円)
監査役	3名	6,335千円	—	154千円	6,490千円
(うち社外取締役)	(2名)	(1,214千円)	(—)	(77千円)	(1,291千円)
合計	10名	47,019千円	—	17,565千円	64,585千円
(うち社外役員)	(5名)	(3,124千円)	(—)	(561千円)	(3,685千円)

- (注) 1. 当事業年度末現在の人員は、取締役7名、監査役3名であります。基本報酬を無報酬とする取締役2名が在任しております。この2名は子会社の役員を兼務する取締役であり子会社から役員として報酬を受けております。また、当該基本報酬を無報酬とする取締役2名のうち1名は非金銭報酬を受けております。
2. 非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、割当の際の条件等は「3.非金銭報酬等に関する方針」のとおりであります。また、当事業年度の交付状況は「Ⅲ. 2. 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対して交付した新株予約権の状況」に記載しております。
3. 取締役の金銭報酬の額は、2017年3月29日開催の第79回定時株主総会において年額120百万円以内（うち、社外取締役年額60百万円以内）と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該株主総会総会終結時点の取締役の員数は9名です。また、2019年3月29日開催の第81回定時株主総会において金銭報酬とは別枠で報酬として付与するストックオプションの上限を27,763,700株以内と決議しております。当該株主総会総会終結時点の取締役の員数は8名です。
4. 監査役の金銭報酬の額は、2017年3月29日開催の第79回定時株主総会において年額18百万円以内と決議しております。当該株主総会総会終結時点の監査役の員数は3名です。2019年3月29日開催の第81回定時株主総会において金銭報酬とは別枠で報酬として付与するストックオプションの上限を27,763,700株以内と決議しております。当該株主総会総会終結時点の取締役の員数は3名です。

4. 役員賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、2005年12月以降の当社および子会社並びにそれに所属する取締役、監査役を被保険者として、役員等賠償責任保険契約を締結しております。保険料は全額会社が負担しております。被保険者が利益または便宜の供与を違法に得たこと等に起因する損害賠償請求は上記保険契約により填補されません。任期中において同内容で更新する予定であります。

5. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の重要な兼任状況

区分	氏名	重要な兼任状況
取締役	北村隆則	香港中文大学客員教授
取締役	クラレンス・ウォン・カン・イエン	ドーセット ホスピタリティー インターナショナル社 C O O (東南アジア・中国担当)
取締役	アンジェリーニ・ジョバンニ	アンジェリーニホスピタリティー社会長、デュシット 富都 インターナショナル ホテル マネジメント(上海)社副会長、香港経営者協会理事、OTT Properties社 (カナダ・トロント) アドバイザリーボード、香港理工大学教授、香港中文大学非常勤准教授
監査役	遠藤新治	遠藤新治税理士事務所
監査役	チェン・ワイハン・ボズウェル	ファー イースト コンソーシアム インターナショナル社 C F O アンド カンパニー セクレタリー

(注) 社外役員が兼任する他の各法人等と当社との間には特別な利害関係はありません。

(2) 社外役員の主な活動状況

区分	氏名	果たすことが期待される役割に関しておこなった職務の概要
取締役	北村隆則	当事業年度開催の取締役会には、7回中5回出席しており、取締役会の場に限らず、外交官の経験に基づき、1) 国際情勢と海外観光客の動向、2) 海外観光客の趣向の分析、3) 対外的な情報発信、広報についての知見から、当社の業務執行に関する有用な意見を述べております。
取締役	クラレンス・ウォン・カン・イエン	当事業年度開催の取締役会には、7回中6回出席しており、当社の中核事業であるホテル事業に関する豊富な見識を有し、企業経営者としての見地から当社の経営上有用な意見を述べております。また、取締役会の場に限らず、法令順守体制および内部管理体制の強化などについて有用な意見を述べております。
取締役	アンジェリーニ・ジョバンニ	当事業年度開催の取締役会には、7回中6回出席し、長年にわたるホテル事業における豊富な経験および経営者としての知識と経験に基づき適宜発言を行っております。また、取締役会の場に限らず、当社の中核事業であるホテル事業に関し有用な意見を述べております。

区分	氏名	主な活動状況
監査役	遠藤新治	当事業年度開催の取締役会には、7回中7回、監査役会には、10回中10回出席しており、税理士としての専門的な見地から当社の経営上有用な意見を述べております。また、取締役会の場に限らず、法令順守体制および内部管理体制の強化などについて有用な意見を述べております。
監査役	チェン・ワイハン・ボズウェル	当事業年度開催の取締役会には、7回中5回、監査役会には、10回中6回出席しており、会計士としての専門的見地から法令順守体制および内部管理体制の強化などについて有用な意見を述べております。

(3) 社外役員の報酬等の総額

	人数	報酬等の額
社外役員の報酬等の総額	5名	3,685千円

V 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

監査法人アヴァンティア

2. 会計監査人に対する報酬等

(1) 当該事業年度に係る会計監査人に対する報酬等の額	28,000千円
(2) 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	28,800千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と、金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、(1)の当該事業年度に係る報酬等の額はこれらの合計額を記載しております。

2. 当社監査役会は、日本監査役協会「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査項目別監査時間および監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間および報酬額の見積もりの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

3. 非監査業務の内容

該当事項はありません。

4. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

Ⅵ 業務の適正を確保するための体制

1. 取締役会における決議の内容の概要

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制の概要は、以下のとおりであります。

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

取締役および使用人は、事業を適正かつ効率的に運営するため、誠実に法令、定款、規則等を遵守し、全力をあげてその職務の遂行に努めていくものとする。また、監査役会は、内部統制システムの有効性と機能を監査し、課題の早期発見と是正に努めるとともに、経営機能全般に対する監督強化を図るものとする。

(2) 取締役の職務の執行に関する情報の保存、管理に関する体制

- ①当社は、取締役の職務執行に係る情報を、取締役会規程および内部情報管理に関わる規程等に従い適切に保存および管理していくものとする。
- ②文書の管理保存の期間については、法令に定めるものの他、業務に必要な期間、保存するものとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社の経営に重大な影響を与える、経営環境の変化その他災害・事故、および海外投資をはじめとする為替・株価等の資産価値変動、並びに法的規制等のリスクを統括管理する組織機能を整備し、損失を最小限度にとどめるための必要な対応を行うものとする。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①当社は、取締役会において、会社の運営に関する基本方針に関する事項、年次事業計画に関する事項およびその他重要な業務執行に関する事項を決定するとともに、業務の執行状況を逐次監督していくものとする。
- ②当社は、取締役会付議事項以外の業務執行上の重要事項を決定するため、経営に関する会議を必要に応じて開催し、経営の迅速さを確保していくものとする。

(5) 当社並びに国内および海外における子会社・関連会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ①子会社・関連会社の、取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告および損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ア. 国内および海外における子会社・関連会社より定期的に業績等を報告させ、必要に応じて協議を行う。
 - イ. 海外事業担当を設置し、事業の運営および管理を推進する。
- ②子会社・関連会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社の取締役が子会社・関連会社の取締役を兼務することにより、子会社・関連会社の取締役等の職務執行が効率的に行われる体制を確保する。
- ③子会社・関連会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
関係取締役、監査役の国内および海外子会社・関連会社への派遣、業務の適正を確保するための体制の整備に関する指導および支援を行う。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性および監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ①当社は、監査役監査の実効性を高め、監査を円滑に遂行するために、内部監査室と連携を図るなど、監査役監査を支援・整備する体制をとっていくものとする。
- ②監査役職務を補助すべき使用人は、当該職務について他の取締役等より指揮命令を受けず、独立して職務を執行する。
- ③当該使用人が他部署の使用人を兼務する場合は、監査役に係る業務を優先して従事するものとする。

(7) 取締役および使用人が監査役に報告するための体制およびその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①監査役は、取締役会、経営に関する会議等重要な会議に出席し、取締役の職務執行に関して監査を行う。
- ②当社および子会社、関連会社の取締役および使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項や法令・定款等に違反するおそれのある事項を見聞した場合は適宜監査役に報告する。また、当社は、その報告を行った者が、報告をしたことを理由に不利な取扱いを受けない体制の確保に努める。

- ③監査役は、会計監査人、顧問弁護士と定期的に情報交換を行うものとする。
- ④当社は、監査役の職務の執行について生ずる費用を支弁するため年次予算を設け、監査役がその費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、その予算の範囲内において、速やかに当該費用または債務を処理する。

2. 当事業年度における当該体制の運用状況の概要

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

取締役会は「取締役会規程」および「職務権限規程 決裁要項」に基づき、取締役会議長より提案される経営上重要な事項の承認と、役員等の職務執行および業務執行者による職務執行の報告を受け、経営全般を監督しております。また、予め定められている取締役会の付議項目以外の経営上の重要な課題についても、適宜・適切に取締役会において審議・報告がなされております。また、従業員からの内部通報制度を整備し、通報には内部監査室が中心となり迅速かつ適切に対応し、違反行為には厳正な処分を行うとともに再発防止に努めております。

(2) 取締役の職務の執行に関する情報の保存、管理に関する体制

当社は、取締役の職務執行は「取締役会規程」および「職務権限規程 決裁要項」に従い運営しております。その執行に係る情報の保管については、内部情報管理に関わる規程として「会社情報管理規程」に従い適切に保存および管理しており、株主総会や取締役会等の議事録、会計帳簿、契約書等の重要文書については、主幹部署において適切に保存・管理されております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社の経営に重大な影響を与える、経営環境の変化その他災害・事故、および海外投資をはじめとする為替・株価等の資産価値変動、並びに法的規制等のリスクを統括管理する組織機能として取締役会がその責務を担い、取締役会は年7回開催し、業務運営にまつわる損失を最小限度にとどめるための必要な審議を行いました。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は「取締役会規程」および「職務権限規程 決裁要項」に基づき、取締役会議長より提案される経営上重要な事項の承認と、役員等の職務執行および業務執行者による職務執行の報告を受け、経営全般を監督しております。また、取締役会の運営を補完する機能として、「稟議決裁規程」を設け「職務権限規程 決裁要項」に基づき、役職者に適切な権限の移譲を行い業務の円滑な処理を行っております。

(5) 当社並びに国内および海外における子会社・関連会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

①子会社・関連会社の、取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告および損失の危険の管理に関する規程その他の体制

国内子会社については毎月業績等を報告させ必要に応じて協議を行い業務執行を行っております。

海外子会社については、代表取締役がその事業担当として、運営および管理をモニタリングしております。

②子会社・関連会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社の業務執行をする取締役が子会社・関連会社の取締役を兼務しており、その状況は「IV.会社役員に関する事項」に記載しております。

③子会社・関連会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

関係取締役、監査役の国内および海外子会社・関連会社への派遣を行っており、当年度は代表取締役を海外子会社のモニタリングのため派遣しております。

また、国内子会社の従業員についても内部通報制度を周知しており、通報には内部監査室が中心となり迅速かつ適切に対応し、違反行為には厳正な処分を行うとともに再発防止に努めております。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性および監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

①当社は、監査役監査の実効性を高め、監査を円滑に遂行するために、内部監査室と連携を図るなど、監査役監査を支援・整備する体制をとっております。

②監査役の職務を補助すべき使用人が他部署の使用人を兼務しておりますが、監査役に係る業務を優先して従事しております。

(7) 取締役および使用人が監査役に報告するための体制およびその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

①監査役会を10回開催いたしました。監査役会において監査方針、監査計画を協議決定し、重要な社内会議への出席や、事業活動を行う現場に赴くことにより、業務および財産の状況の監査、取締役の職務執行の監査、法令・定款等の遵守について監査いたしました。

- ②自主的な監査・牽制機能として、内部監査室を設置しております。会計監査人、監査役と定期的な意見交換を実施した他、適宜、取締役の業務執行状況について監査を進めてまいりました。また、従業員からの内部通報制度を整備し、通報には内部監査室が中心となり迅速かつ適切に対応し、違反行為には厳正な処分を行うとともに再発防止に努めております。
- ③監査機能の実効性を高めるために、日本監査役協会から定期的に情報を入手する他、各種研修会等への参加を行い研鑽に努めております。また、常勤監査役が中心になり、会計監査人と定期的に情報交換を行い、顧問弁護士とも連携を図っております。

VII 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務および事業の方針等の決定を支配するものの在り方に関する基本方針については特に定めておりません。

VIII 剰余金の配当等の決定に関する方針

配当につきましては、当社グループの中核事業である宿泊事業における今後の積極的な事業展開に必要な内部留保の充実を図ります。剰余金の配当等を行うためには、まず、安定的に親会社株主に帰属する当期純利益を計上できる収益構造を確立することが第一と考えております。当社は事業環境の変化が激しいことを考慮し、中期3か年経営計画やROE等の数値目標に関する对外公表は行っておりませんが、当社が継続的に事業を拡大し、収益構造を確立するためには、当社グループで運営するホテルアライアンスを拡大し、安定的な収益確保を図ることが肝要と考え、業績の向上に努める所存です。

連結計算書類

連結貸借対照表

(単位：千円)

科目	第84期 2021年12月31日現在
資産の部	
I 流動資産	4,331,151
現金及び預金	1,931,359
売掛金	250,774
有価証券	520,621
貯蔵品	67,626
開発事業等支出金	1,165,720
その他	408,347
貸倒引当金	△13,298
II 固定資産	12,168,517
1.有形固定資産	10,198,326
建物及び構築物	3,938,541
車両運搬具	3,705
工具、器具及び備品	97,900
土地	5,985,194
建設仮勘定	172,984
2.無形固定資産	1,136,911
商標権	0
ソフトウェア	13,748
のれん	1,123,163
3.投資その他の資産	833,279
投資有価証券	293,720
長期貸付金	245,968
その他	293,589
III 繰延資産	161,535
開業費	161,535
資産合計	16,661,205

科目	第84期 2021年12月31日現在
負債の部	
I 流動負債	4,416,119
買掛金	175,429
短期借入金	136,905
1年内返済予定の長期借入金	1,217,857
未払金	2,334,741
未払費用	40,325
未払法人税等	43,604
ポイント引当金	148
その他	467,107
II 固定負債	6,153,887
長期借入金	5,444,883
長期預り保証金	360,161
資産除去債務	26,000
その他	322,841
負債合計	10,570,007
純資産の部	
I 株主資本	4,766,696
資本金	8,534,406
資本剰余金	2,646,000
利益剰余金	△5,380,173
自己株式	△1,033,537
II その他の包括利益累計額	11,377
為替換算調整勘定	11,377
III 新株予約権	92,767
IV 非支配株主持分	1,220,357
純資産合計	6,091,198
負債・純資産合計	16,661,205

連結損益計算書

(単位：千円)

科目	第84期	
	2021年1月1日から 2021年12月31日まで	
I 売上高		3,357,290
II 売上原価		3,102,464
売上総利益		254,826
III 販売費及び一般管理費		1,622,669
営業損失		1,367,843
IV 営業外収益		
受取利息	2,190	
受取配当金	2	
受取家賃	3,895	
為替差益	57,301	
持分法による投資利益	106,761	
プリペイドカード失効益	3,367	
その他	15,216	188,735
V 営業外費用		
支払利息	93,031	
資金調達費用	28,401	
開業費償却	45,465	
その他	5,712	172,612
経常損失		1,351,719
VI 特別利益		
固定資産売却益	3,500	3,500
VII 特別損失		
減損損失	167,797	
新型コロナウイルス感染症による損失	204,389	372,187
税金等調整前当期純損失		1,720,406
法人税、住民税及び事業税	67,355	
法人税等調整額	△40,168	27,186
当期純損失		1,747,593
非支配株主に帰属する当期純損失		64,306
親会社株主に帰属する当期純損失		1,683,287

連結株主資本等変動計算書 (2021年1月1日から2021年12月31日まで)

(単位：千円)

項目	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2021年1月1日残高	8,534,406	2,646,000	△3,696,886	△1,033,537	6,449,983
連結会計年度中の変動額					
親会社株主に帰属する 当期純損失 (△)			△1,683,287		△1,683,287
株主資本以外の項目の連結会 計年度中の変動額 (純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	—	△1,683,287	—	△1,683,287
2021年12月31日残高	8,534,406	2,646,000	△5,380,173	△1,033,537	4,766,696

(単位：千円)

項目	その他の包括利益累計額		新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	為替換算 調整勘定	その他の包括利益 累計額合計			
2021年1月1日残高	△28,840	△28,840	83,897	1,280,096	7,785,137
連結会計年度中の変動額					
親会社株主に帰属する 当期純損失 (△)					△1,683,287
株主資本以外の項目の連結会 計年度中の変動額 (純額)	40,217	40,217	8,869	△59,739	△10,651
連結会計年度中の変動額合計	40,217	40,217	8,869	△59,739	△1,693,938
2021年12月31日残高	11,377	11,377	92,767	1,220,357	6,091,198

計算書類

貸借対照表

(単位：千円)

科目	第84期 2021年12月31日現在
資産の部	
I 流動資産	1,857,386
現金及び預金	714,178
売掛金	288,124
有価証券	520,621
関係会社未収入金	1,060,228
その他	24,972
貸倒引当金	△750,738
II 固定資産	7,424,877
1.有形固定資産	1,408,184
建物及び構築物	68,417
工具、器具及び備品	8,603
土地	1,331,163
2.無形固定資産	0
ソフトウェア	0
3.投資その他の資産	6,016,692
投資有価証券	30,863
関係会社株式	1,803,139
関係会社長期貸付金	963,212
その他の関係会社有価証券	3,582,247
長期未収入金	254,496
長期前払費用	3,611
その他	42,005
貸倒引当金	△662,883
資産合計	9,282,263

科目	第84期 2021年12月31日現在
負債の部	
I 流動負債	1,340,038
短期借入金	136,905
関係会社短期借入金	686,590
1年内返済予定の長期借入金	1,912
未払金	466,222
未払費用	1,832
未払法人税等	1,421
ポイント引当金	148
その他	45,004
II 固定負債	362,176
長期借入金	79,258
長期預り保証金	22,364
資産除去債務	26,000
その他	234,553
負債合計	1,702,214
純資産の部	
I 株主資本	7,487,281
1.資本金	8,534,406
2.資本剰余金	1,917,295
資本準備金	224,533
その他資本剰余金	1,692,761
3.利益剰余金	△1,930,883
その他利益剰余金	△1,930,883
繰越利益剰余金	△1,930,883
4.自己株式	△1,033,537
II 新株予約権	92,767
純資産合計	7,580,048
負債・純資産合計	9,282,263

損益計算書

(単位：千円)

科目	第84期 2021年1月1日から 2021年12月31日まで	
I 売上高		75,520
II 売上原価		283,305
売上総損失		207,785
III 販売費及び一般管理費		502,503
営業損失		710,288
IV 営業外収益		
受取利息及び受取配当金	50,009	
受取家賃	8,259	
プリペイドカード失効益	3,367	
為替差益	20,903	
その他	7,774	90,313
V 営業外費用		
支払利息	994	
その他	436	1,431
経常損失		621,405
VI 特別利益		
固定資産売却益	3,500	3,500
VII 特別損失		
減損損失	167,797	167,797
税引前当期純損失		785,702
法人税、住民税及び事業税		1,210
当期純損失		786,912

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主資本等変動計算書 (2021年1月1日から2021年12月31日まで)

(単位：千円)

項目	株主資本				利益剰余金
	資本金	資本剰余金		資本剰余金合計	
		資本準備金	その他資本剰余金		その他利益剰余金 繰越利益剰余金
2021年1月1日残高	8,534,406	224,533	1,692,761	1,917,295	△1,143,970
当期変動額					
当期純損失 (△)					△786,912
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)					
当期変動額合計	—	—	—	—	△786,912
2021年12月31日残高	8,534,406	224,533	1,692,761	1,917,295	△1,930,883

(単位：千円)

項目△	株主資本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
2021年1月1日残高	△1,033,537	8,274,194	83,897	8,358,091
当期変動額				
当期純損失 (△)		△786,912		△786,912
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)			8,869	8,869
当期変動額合計	—	△786,912	8,869	△778,043
2021年12月31日残高	△1,033,537	7,487,281	92,767	7,580,048

監査報告

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年2月24日

株式会社アゴーラ ホスピタリティグループ
取締役会 御中

監査法人アヴァンティア
東京都千代田区
指 定 社 員 公認会計士 小笠原 直
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 相 馬 裕 晃
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 加 藤 大 佑
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社アゴーラ ホスピタリティグループの2021年1月1日から2021年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アゴーラ ホスピタリティグループ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年2月24日

株式会社アゴーラ ホスピタリティグループ
取締役会 御中

監査法人アヴァンティア
東京都千代田区
指 定 社 員 公認会計士 小笠原 直
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 相馬 裕晃
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 加藤 大佑
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アゴーラ ホスピタリティグループの2021年1月1日から2021年12月31日までの第84期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年1月1日から2021年12月31日までの第84期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人アヴァンティアの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人アヴァンティアの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年2月25日

株式会社アゴーラホスピタリティーグループ監査役会

常勤監査役 杉戸 寿一郎 ㊟

監査役（社外監査役）遠藤 新治 ㊟

監査役（社外監査役）チェン・ワイハン・ボズウェル ㊟

(注) 監査役遠藤新治、監査役チェン・ワイハン・ボズウェルは、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 20 horizontal dashed lines.

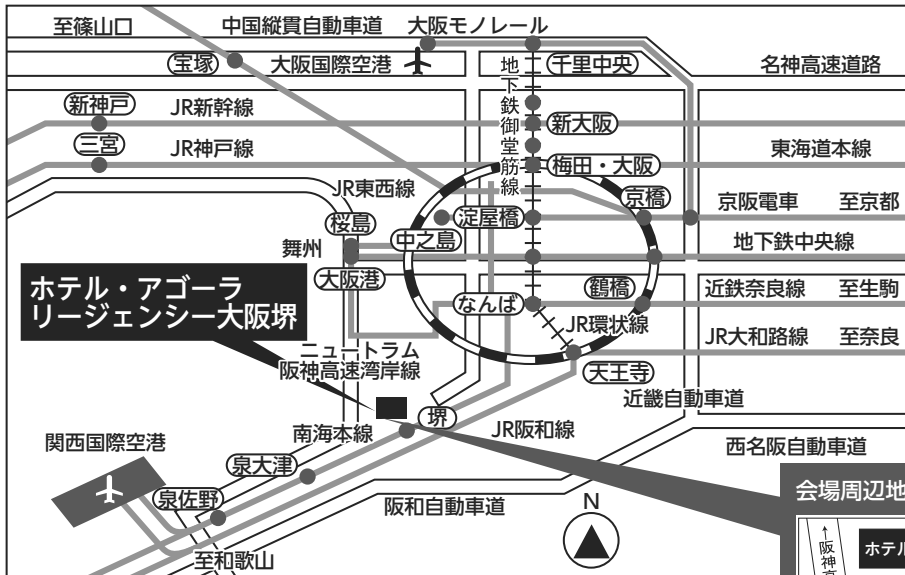
株主総会会場ご案内図

会場

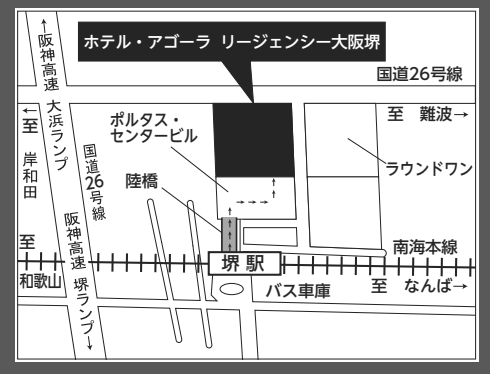
ホテル アゴラ リージェンシー 大阪堺 3階 利休
大阪府堺市堺区戎島町四丁45番地の1 TEL 072 (224) 1121

交通

- ① 新大阪駅 → (地下鉄御堂筋線) → なんば駅 → (南海本線) → 堺駅 所要時間：約45分
- ② 関西国際空港 → (南海本線) → 堺駅 所要時間：約30分



会場周辺地図



※南海本線堺駅「西口」よりホテルへの連絡通路をご利用ください。(徒歩1分)
※本総会用に駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場は、ご遠慮
くださいますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。